

本事案で入学検定料等の返還が受けられる方（対象消費者）

下表①～④のいずれかの入学試験の入学検定料等を支払い、下表⑤～⑩のいずれかに該当する消費者であって、下表の試験の種類①②については平成29年4月30日までに、同③④については平成30年4月30日までに、二次試験の合格の判定を受けなかった者。（二次試験の合格の判定を受けなかった事情としては、「入学検定料を支払ったが一次試験を受けなかった」「一次試験で不合格だった」「一次試験は合格したが、二次試験を受けなかった」「二次試験で不合格だった」といった場合が考えられます。）

※「属性による不利益な選考が行われていることを知っていたとしても受験した。」と考える方は除かれます。

試験の年度	試験の種類	該当する属性
平成29年度の 医学部医学科	①一般入学試験	⑤女性 ⑥浪人生 ⑦高等学校等コードが51000 以上（高等学校卒業認定試験等、外国の学校等、文科大臣の指定した者、認定、在外教育施設、専修学校の高等課程）
	②センター試験利用入学試験	
平成30年度の 医学部医学科	③一般入学試験	⑧女性 ⑨3浪以上の浪人生 ⑩高等学校等コード が51000以上（⑦に同じ）
	④センター試験利用入学試験	

例1 女性で、平成29年度、平成30年度の2年間すべての試験を受けたが合格しなかった方は、①+⑤、②+⑤、③+⑧、④+⑧にそれぞれ該当しています。

例2 浪人生で、2浪目で平成29年度の一般入学試験をうけ、3浪目で平成30年度の一般入学試験を受けたがいずれも合格しなかった方は、①+⑥、③+⑨ にそれぞれ該当しています。